

第百四十三回国会
衆議院

厚生委員會議録第四号

平成十年九月九日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 木村 義雄君

理事 佐藤 静雄君

理事 田中眞紀子君

理事 金田 誠一君

理事 久保 哲司君

安倍 晋三君

岩下 栄一君

衛藤 晟一君

櫻井 郁三君

武部 勤君

能勢 和子君

堀之内久男君

宮島 大典君

家西 悟君

五島 正規君

土肥 隆一君

木村 太郎君

吉田 幸弘君

児玉 健次君

中川 智子君

出席國務大臣

厚生大臣 宮下 創平君

出席府政委員

文部省初等中等
教育局長 辻村 哲夫君

厚生大臣官房総
務審議官 眞野 章君

委員外の出席者

参議院国民福祉
委員長 尾辻 秀久君

厚生大臣官房障
害保健福祉部長 今田 寛睦君

労働省職業安定
局長・障害者
対策部長 長谷川 真一君
厚生委員会専門
員 杉谷 正秀君

委員の異動

九月九日

辞任

砂田 圭佑君

田村 憲久君

船田 元君

松本 純君

旭道山和泰君

藤井 裕久君

同日

辞任

江渡 聡徳君

菅 義偉君

武部 勤君

宮島 大典君

木村 太郎君

米津 等史君

補欠選任

江渡 聡徳君

宮島 大典君

武部 勤君

菅 義偉君

木村 太郎君

米津 等史君

補欠選任

砂田 圭佑君

松本 純君

船田 元君

田村 憲久君

旭道山和泰君

藤井 裕久君

本日の會議に付した案件

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部

を改正する法律案(参議院提出、第百四十二回国

会参法第五号)

○木村委員長 これより會議を開きます。

第百四十二回国会、参議院提出、精神薄弱の用

語の整理のための関係法律の一部を改正する法律

案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院国民福祉

委員長尾辻秀久君。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部

を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○尾辻参議院議員 ただいま議題となりました精

神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改

正する法律案につきまして、その提案の理由及び

内容の概要を御説明申し上げます。

現在、精神薄弱者福祉法などの法律において使

用されております精神薄弱という用語につきまし

ては、知的な発達に係る障害の実態を的確にあら

わしてはいない、あるいは、精神、人格全般を否定す

るかのような響きがあり、障害者に対する差別や

偏見を助長しかねないといった問題点が指摘され

ております。このため、関係団体等からも不適切

な用語であるとしてその見直しを強く求められて

きており、平成七年十二月に策定されました障

害者プランにおいても「関係者の意見を踏まえ、見

直しを行う。」こととされております。

この精神薄弱にかわる用語につきましては、関

係団体等から、障害の状態を価値中立的に表現す

ることができるとする知的障害とすべきであるとの強い

意見が表明されております。また、この知的障害

という用語は、現在、社会的に広く使われるよう

になってきており、医学界を含めた関係者におい

てもこの用語を用いることについて了解が得られ

ているところであります。

本法律案は、こうした経緯を踏まえ、精神薄弱

者福祉法、障害者基本法等三十二の法律において

用いられている精神薄弱という用語を知的障害と

いう用語に改めようとするものであります。

なお、この法律の施行日は、平成十一年四月一

日としております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容

の概要であります。

精神薄弱という用語の見直しは、関係者の長年

の悲願であり、障害のあるなしにかかわらず、す

べての人が同様に暮らせる社会づくり、すなわち

ノーマライゼーションの理念の実現のための重要

な一歩となるものと考えます。そして、この改正

により知的障害のある方々に対する国民の理解が

深まり、障害者の福祉が向上するものと確信する

ものであります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あ

らんことをお願い申し上げます。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○木村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。土肥隆一君。

○土肥委員 民主党の土肥隆一でございます。

きょうは、短時間で一つの名称、精神薄弱者の

名称変更の法律を上げようというわけでございま

すが、若干の質問をさせていただきます。

言ってみれば、長年にわたるこの精神薄弱とい

う言葉をもうやめようというわけでございますか

ら、やはり院で十分な審議を必要があるかと

いうふうに思っております。

まず、提案者の尾辻先生、御苦労さまでござい

ます。

前国会では参議院で議決されました衆議院の方

に回ってまいりましたが、継続審議ということに

なりました。しかしながら、今回、このような法案

が衆議院の厚生委員会にかかりまして、この法案

を審議しようとしているわけでございまして、けれ

ども、この法案の名前を見ますと、表題を見ます

と、精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一

部を改正する法律案、こうなっております。

この法案、この用語改正の問題が参議院で先に提案されたわけでございますが、その経過あるいはどういふ議論がなされたか、ごく簡単に御説明いたしたいと思います。

○尾辻参議院議員 まず、本法律案の提出の経過と審議の経過についてお尋ねでございますので、お答えを申し上げます。

先ほどの提案理由説明でも申し上げましたけれども、精神薄弱という用語につきましては、精神人格全般を否定するかのような響きがございまして、障害者に対する差別や偏見を助長しかねないといった問題点がかねてより指摘されておるところでございます。そのため、関係団体等から、障害の状態を価値中立的に表現することのできる知的障害という用語にすべきであるという強い意見が表明をされてきておりました。

こうした経緯がございましたので、本年五月二十六日に参議院国民福祉委員会におきまして、私尾辻秀久が本法案の草案を提出いたしました。その趣旨について御説明を申し上げました。国民福祉委員会では、その草案を全会一致で委員会提出法案とすることを決定いたしました。そして、翌五月二十七日に参議院本会議において、当時の山本正和国民福祉委員長が本法律案の趣旨説明を行いました。全会一致で可決をされたところでございます。

以上のような経過でございますので、委員会及び本会議においての質疑はございませんでした。ただ、法律案の草案を提出するに当たりましては、民主党、新緑風会、公明、社会民主党、護国連合、日本共産党、自由党、二院クラブの各会派に對しまして、この草案の作成に至る経緯、草案の内容等については御説明をいたしまして、御賛同をいただいております。

以上が簡単な経過でございます。

○土肥委員 それでは再度お尋ねいたしますが、要するに、これは用語を整理しようというだけの

法案というふうには理解していいのでしょうか。

○尾辻参議院議員 提案理由でも申し上げましたように、私もといたしまして、この改正によりまして、知的障害のある方々に対する国民の理解が深まり、障害者の福祉が向上することを強く願っておりますけれども、ただ、長い間の関係団体の皆様方の、まず用語を変えてほしいという強い御要望に一刻も早くおこたえするという内容で、今回は用語を変えようということだけの内容になっております。

○土肥委員 衆議院ではこのようにして、短い時間でございましてけれどもやはり用語変更についても議論しようということになったのは、私は当たり前だということに思っております。

しかし、精神薄弱者のこれまで置かれてきた長い歴史、日本の福祉行政の中に、福祉のみならず行政の中に置かれてきたこの精神薄弱あるいは薄弱者、薄弱児という言葉の長い間の歴史を振り返らないで、用語だけ変えたいということにはならないというふうには私は思っております。その点について、きょうは厚生省並びに大臣にお尋ねしたいと思っております。

今回、用語が改正される。実は、歴史を調べますと、この精神薄弱という言葉は、日本では一九二〇年代までさかのぼるわけでございまして、そして、一九三〇年代にドイツ語や英語の直訳として精神薄弱という言葉が用いられるようになります。そして、一九四一年、昭和十六年に国民学校令施行細則において初めて精神薄弱という言葉が表に登場してまいりまして、実は、それ以来五十七年間にわたってこの用語は使われてきたわけでござい

ました。したがって、今回用語を変えようというふうにいわれています。用語だけ変えて事が済むわけじゃございませんで、やはり、この用語を使ってきた行政あるいは国、そしてまた私も立法府にある者も、これについて十分な関心を持ち、変えるに当たっては、今まで精神薄弱という言葉を使ってきたことの大きな反省がなければいけな

い、このように思っております。

今回の用語の改正は、実は、精神薄弱というのはいわば日本に定着した言葉なんです。五十七年間使ってきたわけですから定着してしまっている。行政も、あるいは福祉関係者も、あるいは我々国会議員も、精神薄弱者というふうなことを、今でこそ知的障害というふうに変わってきておりますけれども、ずっと使ってきたわけでありまして、そして、各施設には、精神薄弱者施設何々園、こう書いて、堂々とリーフレットにも刷り込んでやっていたという経過があるわけであります。

まず、厚生省にお尋ねいたしますが、今回の法改正に当たって、厚生省、政府当局のお考え、御感想をお聞かせしたいと思います。

○今田説明員 精神薄弱という用語につきましての経緯は御指摘のとおりでございますが、この用語につきましては、平成七年に策定をいたしました障害者プランにおきまして、保護者団体あるいはその他の関係者の意見を踏まえて見直しを行うということが示されておりました。

その後、知的障害者関係団体の連合組織でございまして日本知的障害者福祉連盟、それから知的障害児あるいは知的障害者の保護者の団体でございます日本手をつなぐ育成会など主要な関係団体の意見といたしまして、精神薄弱を知的障害に改正すべきだということと御意見がまとまったと聞いております。

また、知的障害という用語につきましては、障害者の人格を否定する響きを持たず、障害の状態を価値中立的に表現できる、また、新聞あるいはテレビ等で既に知的障害というのは非常に深く普及して定着がなされているのではないかと。

このような状況を踏まえまして、厚生省といたしまして、このたび精神薄弱を知的障害に改正するというお考えにつきましては、適切なものであるというふうにご考慮をしております。

○土肥委員 それでは、ちょっと踏み込んでお伺いしたいと思うのでありますけれども、この趣旨説明の中で、先ほど尾辻国民福祉委員長がお説み

になりましたように、関係者の長年の悲願と書いてあるんですね。関係者というのは知的障害者及びその家族あるいは福祉関係者ということでございます。いましうけれども、五十七年間そのままだとしてきて、今回、関係者の長年の悲願の結実だということに言うのであります。私は、行政としてもあるいは我々国会にある者も、恥ずかしい限りでございます。うすうすというか、困った言葉だなどと思いつつ、何も手をつけてこなかったというところでございまして。

そういう意味では、その後に、障害のあるしにかかわらず、すべての人が同様に暮らせる社会、すなわちノーバイゼーションの実現が求められております。こう書いてありますけれども、厚かましい限りだと思っております。いきなりそこへ飛んでいくわけですね。五十七年間使った言葉をいきなり忘れて、入れかえて、そして、ノーバイゼーションだ何だと言わなければならない、やはりここには深い溝があるというふうには私は感じます。

それで、この精神薄弱という言葉が、実は今回の法案によりまして三十二本で、調査室の方に精神薄弱という言葉が幾つありますかと聞いたら、四百二十四カ所精神薄弱という言葉が並びだされているわけですね。それは、法律三十二本の中に、学校教育法から社会福祉事業法から全部並びめられている。そういう意味では、この精神薄弱者という言葉は社会のあらゆる部門に行き渡っている言葉だ。

その名前を今変えようとするわけで、結構です。だけれども、一体精神薄弱という言葉を使ってきた五十七年の歴史はどうなるんですかということをやりますと、これは、このまま名前を四百二十四カ所変えれば済むということにはならないと私は思うのであります。

これからは知的障害者と使わせていただきますけれども、やはり一番問題なのは親亡き後であります。親亡き後は自分でどうして暮らしていくか。その知的障害者を社会がどういふ眼で見、支えて

いくか。これから最も必要なのは、言葉もさることながら、知的障害者のためにどういうサポートを我々の社会がしていくかということでござい

ます。私は、その中でも特に大事だと思っている二点を取り上げるわけでございますが、一つは、地域生活援助事業、いわゆるグループホームというものでござい

ます。ここに厚生省からいただいた資料がござい

ます。これはもう一つござい

ます。これらにつきましては、障害者プランによりまして、十四年までに一万八

百六十人、つまり二百七十人、この計画をまず達成するとい

うことが第一義的に私たちの願ひでござい

ます。その達成をした時点で、さらにどのようなニーズがあるかという点につきましては、改めてまた検討するべき課題ではないかというふう

に思っております。

円の運営費補助、それから、重障者が入居してい

らっしゃる場合には一人当たり年額七十七万九千

円を加算いたしております。

その内訳につきましては、グループホームにお

きまして食事の世話あるいは金銭管理など、日常

のお世話をいただく方の人件費、それから支援い

ただく施設がそのホームをバックアップするための

経費といふものが含まれております。

○土肥委員 結局、それは民間の人が自分で家も

提供し、土地も提供し、そして部屋もつくりかえ

てあるいは新築して、何もかもそのホームを支え

ている人がお金をだして、その後、三百十一

分について我々委員会もこれを推進して、立派な

グループホームシステムというものをつくってい

かなければならないというふうに思うわけでござ

います。

最後に、大臣にお尋ねいたします。

今回の、名称変更法案と私は呼んでおるわけで

すけれども、障害の状態を価値中立的に表現する

ことができるには知的障害がいい、こういうふう

になっております。知的といふのはそうだろうと

思いますが、障害といふ言葉がなお残るわけで

す。障害のある用語自身がまた価値中立的ではない

わけであります。そして、何か制度あるいは法律を

なす、ほかの用語で改めるべきものがあるかど

うかという点については、授産でありますとか、

盲といふような言葉あるいは聾といふような言葉

等もござい

ます。それから、委員の御指摘のよう

に、障害といふ言葉自体についても一部に議論の

あることも承知いたしております。これらの用語

につきましては、現在のところ、適切な代替用語

に関する関係者の合意が得られておりませんし、

改正のための条件はまだ整っていないように思

います。

そんなことで、厚生省としましては、法令等で

使用されている用語につきまして、その妥当性あ

るいは正当性を不断に検討して、関係者からの要

望や代替用語に関する関係者等の合意の状況を踏

まえながら、必要に応じて見直しを進めてまい

りたい、このように思っております。

○土肥委員 どうもありがとうございました。

これで質問を終わります。

○木村委員長 青山二三さん。

○青山(二)委員 平和・改革の青山二三でござ

います。

大変短い時間でござい

ますので、早速質問に入

らせていただきますが、御答弁の方も明快に、簡

潔にお願いしたいと思

います。

この法案は、平成七年策定の障害者プランにお

いて「精神薄弱」用語の見直し」が明記されたこ

とと、さらに、昨年の十二月、厚生省の身体障害

者福祉審議会より出されました「今後の障害保

健福祉施策の在り方につ

いて」の中間報告にお

きまして、「障害者は、様々

な面で不利な条件下に置

かれており、人権尊重の

観点から、「社会全体の取

組が必要である」との指

摘から、その具体策の一

つとして、このたび精

神薄弱という言葉から

知的障害へという用語

の見直しが行われたも

のものと理解をいた

しております。

また、この中間報告

の中では、障害者の地

域生活支援や重度化あ

るいは高齢化対策の充

実、職場や施設での虐待

に迅速に対応できる体

制づくり、相談事業の

充実など、障害者施策

のあり方について

第一類第七号

厚生委員会議録第四号

平成十年九月九日

三

三

三

てはさまざまな指摘があり、障害者の権利擁護の観点からもこれらの指摘について対応できる施策が求められております。

その中で、今回、精神薄弱の用語の見直しを取り上げたのはいかなる理由があったのでしょうか。また、提案理由で説明でも少し触れておりますけれども、精神薄弱という言葉の問題点についてもあわせてお答えいただきたいと思います。

○尾辻参議院議員 この精神薄弱という用語は、先ほどの土肥先生が御質問の中でもお述べになつたわけでありますが、英語の直訳のようでございます。したがひまして、薄弱という言葉になつておるようでございますが、どうしても薄弱という文言は否定的なニュアンスが強いでずし、それから障害の実態を必ずしも正しく表現しておる用語とは言えない、こう思いましたので、精神薄弱という用語を変えらるということにさせていただきますということを御提案申し上げたところでございまして。

○青山(二)委員 この知的障害という用語は、知的な発達に係る障害の実態を的確にあらわしていると言えらるかどうか、この辺が疑問が残るわけですのでございます。また、今、精神薄弱という言葉には、人格全般を否定するような響きがあるという指摘もございましたけれども、それにかわる用語としてなぜ知的障害という言葉を選ばれたのか、その理由もお伺いしたいと思います。

○尾辻参議院議員 知的障害という言葉が完全なる用語といえますが、そうであるかどうかについてはまたいろいろ御議論もあらうかと思いますが、今日では、関係団体等の御意見などを含めまして、知的障害という言葉がより適切な言葉である、用語であるということについては一致した御意見だと思いますし、一般的に普及、定着しておる用語だとも思いましたので、この言葉を使わせていただいたところでございます。

○青山(二)委員 ただいまの御答弁では、関係団体から知的障害とすべきであるという強い意見が出されたということでございますけれども、またた

一方で、知的障害では知的にハンディキャップを負う方々の人権は絶対に守れない、あるいは、障害という言葉 자체가邪魔者とか取り除くべきものということを意味しておりまして、基本的人権を無視しているということとで、この知的障害という言葉も差別的ではないのか、こういうことでございまして、知的求援という言葉を提案しているボランティア団体もございます。この団体では、知的求援という用語も含めまして、もっと広く市民の提案を聞いて新しい用語を求めてほしい、こんな要望もされておりますけれども、こうした声に対してはどのようにお考えでしょうか。

○尾辻参議院議員　そういう御意見があることは、率直に申し上げまして、私、最近になりまして知りました。御提案申し上げたときには、実はそうした御意見については、正直に申し上げるのですが、承知をしておりますでした。

障害という用語につきましては、これにかわるべき用語、適切な用語が、どういう言葉があるのかどうか、まだなかなか社会的な合意が形成されているとは私も考えませんので、どういう言葉があるのか、そうした御意見も踏まえて、私自身も今後勉強させていただきたいとは存じております。

○青山(二)委員 いずれにいたしましても、障害者の方々の人権が守られるためには、何よりも障害を持つことを意識しないで生きていけるような、そんな社会をつくることが必要であると考え、おられます。障害者である前に人間としての立場を尊重する第一歩として今回の改正が行われるべきであると考えます。私も、障害者に対する幅広い理解と社会的な受け皿の拡大へ、障害者の福祉の向上が図られるための施策を推進していきたいと常々考えております。

あすは我が身と申しますけれども、私たちだつて、年をとりますとやがていろいろなところに障害も出てまいります。また、いつ交通事故に遭つて障害者となるかも知れません。ですから、障害があるなしにかかわらず、すべての人々が同じ

ように暮らしてける社会の実現について、大臣はどのような御所見をお持ちなのか、お伺いいたしまして、時間が参りましたので質問を終わらせていただきます。

○宣下國務大臣 障害者の方々が障害者である以前に人間である、それを踏まえよということとは全く同感で、大変基本になる考え方だと存じます。

そういう意味で、障害者の方々が人生のあらゆる段階において能力を最大限に発揮する、そして自立した生活を目指すことを支援していくということではなければなりませんし、それから、障害者が障害のない者と同様な生活ができ、活動する社会を築くことが必要であると考えています。そういう意味で、いろいろ、障害者プランを策定したりして障害者の自立と社会参加を促進するための施策を推進しておりますが、今後とも、より一層その趣旨に基づきまして努力を重ねていきたい、かように思っております。

○青山(三)委員　これを機会に障害者の福祉がしっかりと前進していけるようになりますことを心から願ひまして、時間が参りましたので質問を終わらせていただきます。きょうは、大変にありがとうございました。

○木村委員長 久保哲司君。
○久保委員 自由党の久保哲司でございます。

冒頭 尾辻参議院委員長の方からお話がございますように、通常、委員会提案法案というのは審議なしで賛成か反対かということで済んでいるようにございますけれども、当衆議院厚生委員会にありましては、とはいえ、別に算数の答えじや

あるまいし、一足す一は二やという状況でないの
で、そこは一定の議論をしようではないか、またな
質疑もしようではないかということ、きょう、
このような場面になったこと、僕はある意味で大
事な方向かな。そういう意味では、関係者には時
間をとらせて恐縮な部分もございまずけれども、
それぞれに言うべきは言い、そして、より目指す
方向というものははっきりさせていくというのが
大事なことでないかな、こんなふうに思つてお

るところであります。

そこで、何点か確認の意味も含めて質問させていただきます。中でも、精神薄弱者福祉法を初め三十二の法律で精神薄弱という用語が使われているということでありますけれども、先ほど来の御質問の中でも出てまいりましたけれども、この精神薄弱という言葉が定着したというか、使用されるに至った経緯というか、五十七年間というお話もございましたけれども、これについても一度厚生省の方で知り得る範囲で御説明をいただければと思います。

○今田説明員 精神薄弱に該当する障害ということと、かつては能力が低いという意味で白痴である、つまりとかあるいは低能といったような非常に差別的な用語が使われていたという経緯がございます。して、一九二〇年代には医学界の方でこれに対する見直しを、あるいは教育界の方におきましては一九三〇年代ぐらいからこれを直していこうということになりました。当時欧米で使われておりました言葉を直訳いたしましたして精神薄弱というような用語が用いられるようになったというふう聞いております。

なお法令用語としての精神薄弱でございますが、そのような流れでございましたけれども、昭和十六年の国民学校令施行規則におきまして初めて使用されております。その後、昭和二十二年に学校教育法に改正され、また児童福祉法が制定をされておりますが、その時点でもこの精神薄弱という言葉が使用されております。

なお昭和三十五年に精神薄弱者福祉法が制定されておりますけれども、その法律にも、法のタートルにもございますように、この用語が用いられているという状況で今日に至っているというところでございます。

○久保委員　経緯の方はわかりました。確かに、私も資料等を見せていただくと、いわゆる直訳をしたということが随所で出てまいります。いわゆる知的な側面が弱いというようなものです。

ニュアンスの言葉を日本語に置きかえたときに精神薄弱という言葉になったことは、私も多少書物を読んで知ったところでございますけれども、しかし、これを今回知的障害という言葉に変えようということでもあります。

先ほど申し上げましたけれども、学問の世界でも、いわゆる自然科学といいますが、算数、数学あるいは科学といった分野というのは必ず答えは一つなのでしようけれども、社会科学の分野に属することというのは、これは山ほど答えはあるわけで、十人おたら答えが十個あるかも知れぬ、こういう状況でもございます。

そういう意味で、先ほど尾辻委員長が答弁なさっておられましたけれども、知的障害が一〇〇％ベストかといえは、必ずしもそうでないとお考えの方もおいでかとも思います。我々が置かれている選挙制度も同じようなものでありますけれども、よりいいものにといいことは私もこの点賛成するわけでありまして、厚生省として、今日まで精神薄弱という用語をある意味でずっと当たり前のごとく使ってこられた。それこそ法を制定されて、昭和三十五年以来でも約四十年近くなるわけですが、むしろこれは、一つは、親御さんたち、また関係者の声を聞いて議員が提案をするというのも大事なことでしようけれども、厚生省にあつても当然その仕事に携わつておられる直接の当事者みずからが、やはりこれはまずいぜ、変えようや、こういう発案があつてもいいのではないのかな、むしろそんな思いもします。

そういう意味では、人間の弱い部分といふか、どつぷりつかつてしまつと何か異常なことでも当たり前みたいと思つてしまつ、そういう部分というのは今後関係者すべてが留意すべき点だろつというふうに思ふのですけれども、そんなことも踏まえまして、今まで使つてこられた精神薄弱という言葉について、厚生省として率直なところどういふイメージをお持ちであつたのか、今回この法律が通りましたならば知的障害という言葉になるわけでありまして、この言葉について

どのような評価といふか、お持ちなのか、お聞かせいただければと思います。

○今田説明員 先ほど、精神薄弱の言葉の日本語訳といたしまして欧米の言葉を直訳したということと、例えば英語でいいますとフィジカルマイノリティ、ドイツ語でいいますとシニッパツハジン、それぞれ精神が弱いとかそういう表現を訳したわけでありまして、その後国際的にはインテレクチュアルディスアビリティ、知的障害、日本語に直せばそうなるんだと思いますが、そのインテレクチュアルディスアビリティという言葉が多くの使われるようになったという、まず国際の流れが一つございました。

それから、御指摘のように、この用語につきましましては、そういった意味での反省の言といふものは、関係団体から長く御指摘を受けておつたわけでありまして、平成七年に障害者プランをつくりましたときに、関係者の意見を踏まえて見直しを行うということを申し上げたわけでございますし、その後関係団体からの意見といたしまして、知的障害といふのがふさわしいという意見でまとまつたように聞いております。

知的障害という言葉につきましては、私どもも、その状態を中立的に表現できる言葉として、またマスコミ等で使われているその普及の度合いといふものを考えれば、適切な表現ではないかといふふうに理解をいたしております。

○久保委員 今答弁の中で、世界的にも今こうなりつつあるというお話がございましたけれども、今、別のところでは金融問題等もやつておりますけれども、大体、どこかよそがやつてそれを日本がまねしておるといふのが余りにも多いのと違つかな。ある意味では、この狭い国土に一億二千五百万人の人間がおる日本でありまして、厚生省むしろよそについていくというよりは日本が発信基地になるような、そういう発想を持つて仕事をしたいだければ、そんなふうには思ひます。時間もほとんど残つておりませんので、最後に大臣に決意をお尋ねしたいんです。

名は体をあらわす、そういう意味では名前を変へることも大事でありますし、今回の法案については、先ほど申し上げましたように、私は進めるべきであるといふふうに思つておるわけでありまして、けれども、むしろその中身、実態といふものが、名前が変わつただけで施策が変わらぬというのであればこれは何しているの、ちやわからぬわけですから、そういう意味では、今後の障害保健福祉施策の在り方について、ということと昨年の十二月に中間報告が出され、今年内ということをお聞きしておりますけれども、できるだけ早くこれを最終報告にまといたい、身体障害をお持ちの方、精神薄弱の方、また精神障害の方々を含めた総合的な施策をまとめて上げるんだということで今取り組んでいただいているようでありますけれども、厚生大臣として、厚生省として、この施策の充実といふ点についてどのように御決意なさつておられるのか、またどのような方向で進もうとしておられるのか、そのことについて厚生大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

○宮下国務大臣 障害者の方々の自立と社会経済活動への参加を促進するためには、施設あるいは在宅両面にわたつて障害者の保健福祉施策を充実していくことが極めて重要であると思つております。

このために、障害者プランに基づきまして、施設、在宅両面にわたるサービスの整備を現在着実に計画的に実施しておりますが、さらにそれを一層促進を図つてまいりたいと思ひます。

また、障害保健福祉施策を全般的に見直すために、現在、障害者関係三審議会、これは身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会、あるいは公衆衛生審議会の三つの審議会の合同によります会議を持つて審議中でございます。

この審議は、市町村における障害者サービスの一元化を図ろうとか、あるいは新しいサービスの利用の仕組みを考えようとか、障害者種別間の在宅保健福祉サービスの整合性の確保を図ろうとか、さまざまな重要な視点で今審議が行われ

ておりますので、この審議を踏まえながら、障害者保健福祉施策の一層の充実に取り組んでまいりたいと思ひます。

○久保委員 今厚生大臣の決意をお聞かせいただきましたけれども、実は今週の初めに、私、こちらへ来る前に、地元で、まだ現場を見ていないのですが、二十六歳の子供を抱えたお母さんから、障害者手帳を持つてゐる、体が動かない、言葉も発せられない、多分精神薄弱といふ部分もあわせ持つておられるんだろつと思ひますけれども、ずっと面倒見てこられて、もう自分の体自体がついていけない、できればこの子供を殺して自分もその後を追おうか、こう思つてゐるんだといふような、こんな電話がかかつてまいりました。ちよつと待て、週末にもう一回、帰つたらすぐ行くから、こんなことで話をしたのですけれども、現場の声といふものを大事にしていただきなさい、今の決意をよりテンポを速めて進めていただきたいことを最後に申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○木村委員長 児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。

一九七九年に第三十四回国連総会で採択された国際障害者年行動計画に関する決議、皆さん覚えていらつしやろと思つけれども、全面参加と平等を高く旗印として掲げて十年間の取り組みが行われた。そのことに關する国連総会の決議は、今私たちが審議している用語問題に關連しても非常に示唆に富んでゐる、私はそのように考えます。

この決議は、身体的、精神的不全、インペアメントという言葉は日本では訳しておりますが、それによつて引き起こされる機能的な支障、障害、ディスアビリティ、その社会的結果である不利、ハンディキャップ、それぞれについて区別がある、区別があることに認識を促進すべきである、このように提起をしております。

私は、この障害者、障害児をめぐる御本人や家族の皆さんや多くの関係者が進める運動の今後の

前進、広がりの中で、だれもがその用語でよしと同意し得る用語が生み出されるだろう、そのように考えております。私は、そのために今後積極的かつ弾力的に努力をしていきたい、この決意をしております。

そこで、この機会に厚生大臣に一、二御質問したいと思ひます。

先ほどの国連決議は、今の提起に引き続いてこう言っています。「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである。障害者は、その社会の他の者と異なつたニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを充たすのに特別な困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである。」普通の市民と考えられるべきである、私はこれは見事な説明だと思ふのです。

そこでお尋ねしたいわけですが、国連が提起した国際障害者年の取り組みには、もちろん日本政府は参加し、一定の努力をしました。多くの国民がこれに加りました。しかし、今の国連決議で言う、構成員の幾らかの人々を締め出すような場合、それは弱くもろい社会である、この指摘は、残念ながら現在の日本に当てはまるんじゃないか、そう私は思います。そして、通常の人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民、この人たちの困難を取り除くという点でも、国と社会の努力はいまだ不十分だと考えます。

この点について、国連決議に積極的にこたえていくために今何が急務になつてゐるか、この点で、宮下大臣の端的なお考えを聞かせていただきたい。これが質問の一つです。

もう一つ言ひます。二つ目は、障害者基本法の制定、これは、すべての会派が力を合わせて共同して努力したという点では非常に貴重なものだったと思ひます。そのとき、多くの関係者から、日本では障害別になつてゐる法律、障害別縦割りの福祉制度、これらを一元化することが今必要だ、アメリカで一九九〇年に成立したアメリカ障害者法、これは、アメリカンズ・ウィズ・ディスアビリティーズ・アクト、こういう言い方をしておりますが、このアメリカ障害者法のようにすべての障害に対する包括的な法律が日本に必要である、こういう意見が出されました。

私たち日本共産党も、毎年このことについて政府に申し入れをしてきて、ことしも六月十六日、当時の村岡官房長官に直接お会いして、この点について要請をしました。このことについて厚生省はどうお考えか。まず、以上二つのことについて御質問いたします。

○宮下國務大臣 委員御指摘の、国連の国際障害者年行動計画の中の今お述べになりました考え方は、大変私ももとよりアリンシブルな考え方ではないと思つてゐます。そういう角度から、障害者が人生のあらゆる段階におきまして能力を最大限に發揮して、自立した生活ができるようにしていくというように、あるいは、障害者が障害のない者と同様な生活をするように活動する社会を築いていくことが極めて重要であると存じております。

そんな点で、厚生省として、これからも障害者福祉のために万全の努力をしてみたいと思ひますが、現在も審議会等でその問題を検討中のごさいますので、その精神のもとにこれらをさらに充実強化すべく努力をしていきたいと思つております。

それから二番目の、障害者のための福祉法は各障害別になつておるといふ、それは御指摘のとおりでございますが、これらを一元化した法律にできるかどうか。制定することにつきましては、当面、各制度の中でも充実強化が求められてゐる課題がそれぞれございます。その特性に応じてその需要があるわけですが、しかし、今御指摘のような点もございますから、制度体系のあり方の検討や関係者の合意には時間を要しますけれども、そういう視点も必要だろうと感じております。障害者関係の三審議会の合同審議会におきまして、そのような一元化した法律の制定につきま

ては中長期的な課題であるというように認識をしております。取り組んでおられますので、その長所とされるような点は、当面、現行制度の中でも十分可能な限り取り込んでいきたいというように思つております。

障害者の種別間での整合性のとれたサービスの提供ということも極めて重要でございますから、障害者施策の総合的な施策という観点で、さらにその推進を図つてまいりたいと思つております。

○児玉委員 今、宮下大臣がおっしゃつた、この国連決議の中の、幾らかの人々をその社会が締め出すようなことがあれば、それは弱くもろい社会だ、それは重要なアリンシブルだ、そうおっしゃつたことを私は高く評価したいのです。その点について、どうやって実態をそぐわせていくか。その面では、これは労働省の所管ではありますけれども、障害者雇用促進法の中で、身体的な障害については人数の中に数え込まれて義務化されてゐますけれども、それ以外の部分については別な扱いになつてゐる、これらは改めるべきだと思つてゐます。それから、厚生省が前進めになつてゐる障害者プラン、これも、いろいろの努力はされてゐますけれども、幾つかの分野は、先ほど土肥先生が御指摘のようにおかれてゐますね。そのところの急速な努力が必要だ。それから、包括的な法律については中長期的と言われたら、それは余りに先の話過ぎる。もっと手繰り寄せて御検討いただきたい。いかがでしょう。

○宮下國務大臣 委員の御指摘はごもつともな点が多いわけですが、そうした方向で検討を続けてまいりたいと思ひます。

○児玉委員 終わります。

○木村委員長 中川智子さん。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

今回のこの用語変更に関しまして、ある団体の方からのお手紙の最後のところの、長年偏見と差別により侵害され続けている、いわゆる今まで五十七年間精神薄弱者と呼ばれてきた人たちの人権

が尊重される当たり前の世の中にしてほしいという言葉が痛切に物語つてゐると思ひますが、単に用語変更、これは知的障害といふ、この障害という言葉が取り除かれない限り、本当に、みんなとともに生きていく、一人一人が互いを大切にしながら生きていく世の中、ノーマライゼーションの世の中は実現できないだろうと思ひます。ですから、早く知的障害の障害という言葉を取り除かれるような、そしてまた一人一人にレッテルを張ることのないような、みんながともに支え合つて生きていく世の中をつくる、この第一歩になることを希望してやみません。

その中で、きょうは特に労働省と厚生省にお伺ひしたいのですけれども、今回改定される知的障害者の方たちの施策が圧倒的に立ちおくれであるということを痛感しております。

まず、私の友人なども、高校を卒業したときに、卒業おめでとうという言葉を投げかけたときに、彼女たちは、おめでとうと言われるのは健康な子供を持つてゐる人たちだ、私たちは学校を卒業した後が大変だ、今までは学校で守られてきたけれども、社会にはもう出ていく、その後の生き生きがとても不安だ、卒業おめでとうという言葉が私たちが素直に喜べるような、そんな時代に早くなつてほしいということを言われてゐました。そしてまた、いつも話すときに、親が生きてゐるときはまた安心だけれども、私たちが死んだ後この子たちが心配、それは皆さんが同様におつしやいます。

なぜそのような施策しかできないのでしょうか、なぜおきてゐるのかというところで、一つには、今質問させていたたく中身として、社会全体で支え合ひ、それは今、企業も障害者の方を雇わなければいけないということになつておりますが、罰金を五万円払えば雇わなくていいということで、どんな障害者が企業の中に入つていけるという状況がありません。

労働省にお伺ひしたいのですが、この三年間で、

いわゆる障害者の方たちの就職の状況、そのデータをお示しいただきたい。同時に、今回のこの質疑でぜひとも言われたのですけれども、一人で普通の職場に入っていくときに、就職はできたけれども長く続かない、やはりみんなと適応できない、ですからケアが必要だし、複数で就職したいという声もたくさん聞きました。労働省にその点を御質問いたします。

○長谷川説明員 障害者の雇用率の御質問でございますが、この三年の状況ということでございます。

平成九年の六月、一番新しい数字でございますが、身体障害者雇用率一・六％が適用されます一般の民間企業におきます実雇用率は一・四七％ということになっております。また、過去三年の実雇用率を見ますと、平成六年六月が一・四四％、平成七年六月が一・四五％、平成八年六月が一・四七％という状況でございます。

知的障害者の関係でございますけれども、実雇用率は徐々に改善されておりますが、平成九年では〇・一五％ということでございます。これにつきましては、ことしの七月一日から知的障害者を含みます新たな障害者雇用率を設定いたしましたところでございまして、この法定雇用率の達成指導等によりまして、一層の知的障害者の雇用の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

先生御指摘の知的障害者につきましては職場定着を図るということは、非常に大切な課題であるというふうに認識をいたしております。公共職業安定所におきまして職業を紹介いたしますときも、障害者各人につきましてケースワーク的に入念な職業相談などを行って、その人にできるだけ適合した職業を見つけて就職につけるといふことをいたしております。また、就職後も事業所に出向くなどいたしまして、助言指導を行っているところでございます。

また、本年度におきまして、先ほど申しましたような新たな雇用率の設定等も踏まえまして、知

的障害者の雇用についての理解の促進を図りますとともに、知的障害者に対して実際の職場環境の中で基本的な労働習慣を習得していただくという観点から、事業所をリハビリテーションの場として活用する就業体験支援事業というものを拡充したり、あるいは企業におきまして、知的障害者の業務遂行に必要な援助者を配置するための助成金を拡充するというような方策を充実いたしまして、雇用の促進に努めてまいっているところでございます。

○中川(智)委員 今養護学校の先生たちが走り回って走り回って就職先を探しているという状況です。やはり国の後押しがなければ——この〇・何％というのは、私、今初めて聞きました。本、本に驚くべき数字だと思えます。こちらから、労働省の方からどんどん企業に働きかけに行くということも今後やっていただきたいし、それに対する補助というところで、やはりお金もかけていただきたいと要望をいたします。

時間がありませんので、厚生省に移ります。今小規模作業所が各地域で結構、本場に皆さんの努力でできているんですが、皆さんの努力は、ここにいらつしやる皆さんの努力ではなくて、障害を持つ子供たちを抱える親たちの努力でできているということです。

小規模作業所に整備費というのがきつちりとして出されているか、作業所を建てる時のお金というのは出されているかどうかということ厚生省に伺います。そして、維持費は幾らなのか、その二つを端的にお答えください。

○中川説明員 御指摘の知的障害者が通所しております小規模作業所でございますが、これは、保護者団体などの地域に根差した、いろいろな方々の自主的取り組み、そして創意工夫をされながら、いろいろな形で運営されているという状況にございます。

そのような施設に対して、現在運営につきましては、障害者団体を通じて一カ所に百十

かに、地方単独助成のための財政措置をいたしまして地方交付税措置が講じられております。平成十年度の場合、標準団体当たりになりますけれども、県については三千九百万、市町村については四百九十万円が計上されているところでございます。

なお、施設整備費につきましては、それ自体に對する国庫補助はございませんけれども、社会福祉法人が行います事業として、授産施設の分場などの工夫をいただければ国庫補助を受けられるものもあるという状況でございます。

○中川(智)委員 今のお答えでしつかりわかったのは、ほとんどお金をかけていないということがよくわかりました。障害を持つ親はそれだけでも本場に大変な状況に置かれている。お金をバザーですとか、いろいろなところに頭を下げて寄付をもらって、そして作業所をつくって、そこで子供たちの働き場をつくっているという現状です。

それに、維持費が年間百十万円です。人一人も雇えません。その地域の御努力とおっしゃいましたけれども、みんな人任せにして、障害を持つ子供たちの親任せにしてやっているという状況です。このようなことでは、言葉だけ変わったって全く中身が伴わなければ意味がないということを実感いたします。

最後に質問いたします。

やはりノーマライゼーションの世の中をつくっていくには、地域の学校に障害を持っている子供たちも入りたいと言えは入れていくということ、基本的にはやっていかなければ、隔てた壁があるのに、言葉だけノーマライゼーションというのはむなしというのを実感しています。

この間も熊本で、双子の子供の一人の子は健常で生まれて、一人が障害を持って生まれましたが、同じ学校に行きたいという声を無視して、教育委員会は障害を持っている子供を地域の小学校に入れませんでした。今なおその子は家にいる。そして兄弟は学校に行っているという状況がありま

す。

文部省は、いわゆる就学前健診を基礎にして、障害のある子供たちが学校に行くのに対して、地域に、学校の設置者にその判断を任せていますけれども、文部省として、障害を持つ子供たちも地域の普通の学級に行きたいということを今後推し進めていくという考えはあらわれるかどうか、そこだけ最後に質問して、終わります。

○辻村政府委員 今先生の御指摘のように、障害のある子供たちあるいは子供たち、さまざまな機会活動とともにする、そういう場が十分に与えられるということ、このことは大変大切なことだと思えます。

ただ、障害を持った子供たちにつきましては、将来の社会自立あるいは社会参加ということを考えますと、そのための必要な教育、力を培う、そういうことも小中高の段階でしっかりと行わなければならないということも一方で大変なことだと思ふのです。

そういったしますと、障害の種類とか程度というものにもよるわけでございますけれども、そういった種類、程度に関係なく、ただ通常の学級で学ばない、そういうことではないんだらうと思えます。障害の種類、程度に応じて社会参加、自立を促すような教育が一方で施されるということ、このことを押さえるながら、そうした機会における子供と障害のない子供のさまざまな機会における活動をとにもする教育、このことも大事だ。

では具体的にどこかということにつきましては、やはり専門家の委員の方々が構成されるそういった委員会等の御判断によってこれは決められていく、こういうことなのではないか、こんなふうに思っております。

○中川(智)委員 もう時間になりましたので終わりますが、今の文部省のお答えに対しては、また文教委員会、別途、差しかえなどで質問させていただきます。

やはり親が、自分が死んだらこの子たちはどうなるんだらうという不安を抱えている、それが切

実だという国に生まれたことが悲しいと思わなくて済むような、そのような施策をお願いしたい。心からお願ひして、終わります。ありがとうございました。

○木村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○木村委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時九分散会

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律

（地方自治法の一部改正）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第五号の三中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

別表第一第十八号の二中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者支援施設」を「知的障害者支援施設」に改める。

別表第二第一号四の三及び第二号四の五中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者支援施設」を「知的障害者支援施設」に改める。

別表第三第一号四十六中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

「精神薄弱者福祉法」に、「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に改める。

別表第五第一号及び第二号の表中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

別表第六第一号の表中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

別表第七第一号の表中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に、「肢体不自由児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第八条第一項及び第八項並びに第九条第三項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十一条の十第一項及び第二項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改め、同条第三項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改め、同条第四項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十五条の二第二号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

を「知的障害者福祉法」に改める。

第二十七条第一項第二号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改め、同条第三号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第三十一条第二項中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第三十四条第二項中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第四十二条中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第四十三条中「精神薄弱児通園施設」を「知的障害児通園施設」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第四十三条の四中「精神薄弱」を「知的障害」に、「肢体不自由」を「肢体不自由」に改める。

第四十八条中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第五十条第七号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第五十二条及び第五十四条中「精神薄弱児通園施設」を「知的障害児通園施設」に改める。

第六十三条の二第一項中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第六十三条の三第一項中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

第六十三条の五中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に改める。

「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第三条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五号第七十九号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改め、同条第八十号中

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第六条第六十四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

第四十五条第一項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

第五条 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二条第二項第二号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改め、同項第四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第六条第六十四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

第四十五条第一項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

第五条 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二条第二項第二号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改め、同項第四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第一類第七号 厚生委員会議録第四号 平成十年九月九日

更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に改め、同条第三項中「精神薄弱者」を「知的障害者」

第二十一条の八の見出しを「知的障害者福祉的障害者」に改める。

うに改正する。

第二条第一項第二号中「精神薄弱児施設、精

神薄弱児通園施設を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改め、同項第五号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者授産施設のうち精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設及び精神薄弱者通動寮」を「知的障害者授産施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通動寮」に改め、同条第二項第四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者居宅生活支援事業のうち精神薄弱者居宅介護等事業」を「知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者居宅介護等事業」に、「精神薄弱者地域生活援助事業」を「知的障害者地域生活援助事業」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第九条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設」を「知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設」に改める。

(雇用対策法の一部改正)

第十条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条及び第二十号中「精神薄弱である」を「知的障害のある」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第十一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改める。

(消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号イ中「精神薄弱者授産施設」

を「知的障害者授産施設」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第十三条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホーム」に改め、同条第二項第三号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホーム」に改め、同条第三項第二号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホーム」に改め、同条第三項第三号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホーム」に改める。

(心身障害者福祉協会法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者」を「知的障害」に改める。

一 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項第一号

二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

一 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第六條第二号

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条、第七十一条の二、第七十四条、第七十五条第一項第一号及び第百二条の二

三 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十條第七号の三

四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第十七条の三

五 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)第四條第四十二号の三及び第五條第五十一号

六 火災類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二十三條第二項

七 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第十一條第一項第三号の表

八 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第八十八條第一項第二号

九 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第十七條第五号の表

(租税特別措置法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「重度精神薄弱者」を「重度知的障害者」に改める。

一 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)第十三條第五項第三号、第四十六條の二第三項第三号及び第七十一條の九第二項第三号

二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第百六十七号)第五條第四号

(国有財産特別措置法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

一 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第百二十九号)第二條第二項第一号

二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第百十六條の二

三 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)別表

四 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第三十六條中第百十六條の二の改正規定

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)別表第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)別表第一及び別表第二

附則

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

理由

障害者に対する国民の理解を深め、もって障害者の福祉の向上に資するため、精神薄弱者福祉法等における「精神薄弱」という用語を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

障害者に対する国民の理解を深め、もって障害者の福祉の向上に資するため、精神薄弱者福祉法等における「精神薄弱」という用語を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第七号

厚生委員会議録第四号

平成十年九月九日

平成十年九月二十二日印刷

平成十年九月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P